

農耕作業用自動車等（小型特殊自動車）を所有している皆さまへ

小型特殊自動車に該当する農耕作業用自動車※は、軽自動車税（種別割）の登録手続きが必要です。

※ 乗用装置があり、最高時速 35 km未満のトラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車などをいいます。詳しくは裏面をご覧ください。

該当する車両を取得した人、ナンバープレートが付いていない車両を所有している人は登録手続きが必要です。

* 正当な理由がなく登録手続きをしなかった場合「過料（10万円以下）」が科せられます。（町税条例第 88 条）

○手続き先

- ・琴浦町役場税務課もしくは分庁舎総合窓口係

○登録手続きに必要なもの

- ・販売証明書（メーカー名、車台番号（製造番号）の記載があるもの）

* 古い車両等で販売証明書がない場合、メーカー名、車台番号（製造番号）の記載がある部分の写真を撮って窓口にお越しください

* 大型特殊自動車の場合は中国運輸局鳥取運輸支局へお問い合わせください。

Q & A

Q 1	公道を走らないのに、ナンバープレートを取り付ける必要がありますか。
A 1	軽自動車税は、所有をしていることに基づいて課税されます。公道を走る、走らないとは無関係ですので、所有している場合は必ず登録手続きをして、ナンバープレートを取り付けてください。 ただし、けん引式農作業機（農耕作業用トレーラ）は公道を走る場合に登録手続きが必要になります。

Q 2	小型特殊自動車には、どのような車両がありますか。
A 2	農耕用トラクタ、コンバイン等が該当します。詳しくは裏面をご覧ください。

Q 3	農耕作業用小型特殊自動車の税率はいくらですか。
A 3	年額 2, 400 円です。

お問い合わせ先：琴浦町役場 税務課 課税係（電話：0858-52-1702）



【裏面に続く】

特殊自動車について

○特殊自動車とは

特殊自動車とは、道路運送車両法施行規則（別表第1）に掲げる車両で、「農耕作業用」と「その他」に分類されます。

種類	車両	最高速度	総排気量	車両の大きさ			税額 (年税額)
				長さ	幅	高さ	
農作業用	<ul style="list-style-type: none"> ・農耕トラクタ ・農業用薬剤散布車 ・コンバイン ・乗用田植機 ・農耕作業用トレーラ など 	時速 35 km未満	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	2,400 円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト ・ショベルローダ ・タイヤローラ ・ロータリ除雪自動車 など 	時速 15 km以下	制限なし	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	5,900 円

最高速度・大きさの制限を1つでも超える場合は、大型特殊自動車となり、償却資産の申告が必要です（固定資産税がかかります）。



* 車両の購入代金は減価償却費として、また、納付された税金は租税公課として、法人税及び個人所得税の収支計算上必要経費に計上することができます。

お問い合わせ先：琴浦町役場 税務課 課税係（電話：0858-52-1702）